

# 湖崎武敬顧問が平成23年5月1日

湖全国国民健康保険組合中国・四国支部総会で講演しました。

要旨を下記します。

## 尊厳死の宣言書(リビング・ウィル)

### ～延命治療中止の証拠書類～

かがわ尊厳死を考える会顧問 湖崎武敬

四国支部支部長を辞任し「やれやれ」と思っていた時、中国・四国の開業医が沢山在籍される会の研修会で尊厳死の話をする様に依頼されました。私は講演の中で色々の尊厳死に関する問題点を提起し、「終末期の定義」の医師会見解が

(1)「病状が悪化することを食い止められずに死期を迎えると判断される時期(広義)」

(2)「臨死の状態で死期が切迫している時期(狭義)」と統一出来ず併記されている事の説明(第×次生命懇談会より)や、「尊厳死受容協力医」にぜひ名乗りを上げて頂きたいことなどをお願いしました。現在四国では愛媛県の協力医数がダントツに多いです。

ついでながら日本尊厳死協会での「終末期の定義」は一応、広義に統一されています(「私が決める尊厳死～不治かつ末期の具体的提案～」日本尊厳死協会発行2007より)。

講演後の懇親会の席で、「末期に近い状態の尊厳死協会会員で主治医が医学上の信念からどうしても延命治療しか認め無い時、他医院の尊厳死受容協力医が引き受け、不幸にして搬送途中で患者が死亡した時の法律上の見解はいかに」という質問がありました。一応「この段階では患者さんの輸送は不可能です」と答えたものの、尊厳死の法制化が成立していない今日、本当に困りますね。

確かに憲法 13 条「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」で生命に関する自己決定権は法律的にも最優先されます。でもあらかじめするべき用意は大切です。入会すると「リビング・ウィル(LW)」が送られて来ます。その瞬間から、家族と一緒に主治医に「延命治療お断りします」と明記のLWのコピーを渡し、自分の意思をしっかりと伝え、必ず返事を貰ってください(希望を伝えるだけでは駄目ですよ)。そしてすべてのご家族には何度も自分の意思を伝えておいてください(私は家族で食卓を囲む時の話題にしました)。とにかく皆さんの自己決定された意思が実行される時には、皆さんの意識は無い時である事を十分自覚して、早くから用意しておいてください。